第六号様式別表五の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号								
		事業年度	令和		年		月		日から	
			令和		年		月		日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業)

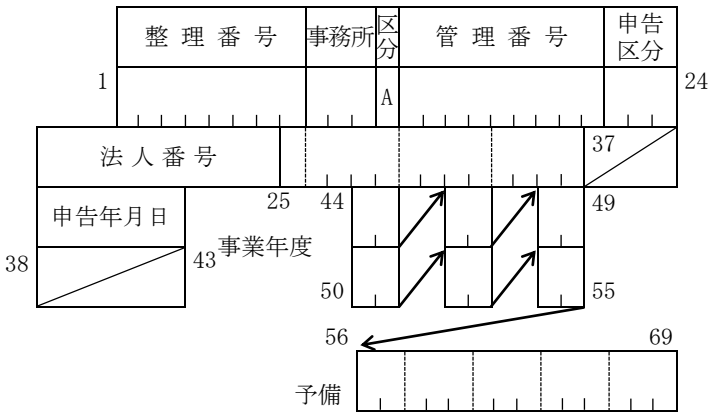
1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算		
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉘又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㊽若しくは下表3㊽又は別表5の2の3②、別表5の2の3㉓若しくは別表5の2の3㉟	⑫	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表5の2の2㉙又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉚又は別表5の5③	③		⑫×⑬/12	⑭	兆 十億 百万 千 円
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3㊵若しくは別表5の2の3㊱又は別表5の2の4⑩	⑮	
単年度損益 第6号様式㊸又は別表5㉔		⑤		差引 ⑭−⑮	⑯	
付加価値額 ④+⑤		⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦	%	(⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額) × 50/100	⑱	
雇用安定控除額の計算	④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円	(⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額) × 25/100	⑲	
	雇用安定控除額 ①−⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳	
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉞又は別表5の6の2㉙		⑩		国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
課税標準となる付加価値額 ⑥−⑨−⑩		⑪		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	
				計 ㉑+㉒	㉓	
				課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑/㉓若しくは⑳×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円

2. 資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕−㉖+㉗)
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

第六号様式別表五の二(入力用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)



12 B

01	
02	
03	
04	
05	
06	
07	
08	
09	
10	
11	

12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

12 B

13	期首現在の金額 15 28	当期中の減少額 29 42	当期中の増加額 43 56	差引期末現在の金額 57 70
25				
26				
27				

第6号様式別表5の2記載要領

1　この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

2　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3　「法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、同欄を「(別表5㉔－同表⑥)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2)　法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㊽」とあるのは「(第6号様式㊽－別表10⑨)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3)　法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㊽」とあるのは「(第6号様式㊽－別表10㉑)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔－別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4)　法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㊽」とあるのは「(第6号様式㊽－別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5)　法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㊽」とあるのは「(第6号様式㊽－別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載

すること。

(6)　租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。)第59条の2若しくは第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(7)　租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(2)付表1)の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(8)　第6号様式別表5の㉘から㉝まで及び㉟の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉞の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

6　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉓」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉓」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

(1)　所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合

(2)　収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

(3)　所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合